

実務対応報告公開草案第 46 号
「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い(案)」
に対する意見

日本公認会計士協会

当協会は、貴委員会において平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更への対応を緊急に取りまとめられたことに敬意を表するとともに、公表されました実務対応報告公開草案第 46 号「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

1. 総論

(意 見)

平成 28 年度税制改正に対応して減価償却方法を変更する場合の取扱いを明らかにする本公開草案の内容に賛成する。

(理 由)

減価償却に関して、これまでいわゆる税法基準による会計処理が実務上一定の範囲で認められてきたこと等を踏まえると、今般の税制改正を要因とする減価償却方法の変更に限って会計基準等の改正に伴う会計方針の変更とする取扱いについては、監査及び会計実務の安定的な運用確保の観点から一定の合理性があると考えます。

2. 抜本的見直しについて

(意 見)

抜本的見直しについては、実務への影響も大きいことから、今後の税制改正の予定は不確定であるが、減価償却に関する会計基準の開発着手の合意形成を行い、そのスケジュールを明示していただくことを希望する。

(理 由)

公開草案第 14 項では、「今後、当委員会において、抜本的な解決を図るために減価償却に関する会計基準の開発に着手することの合意形成に向けた取組みを速やかに行うことを前提として、第 2 項に記載する実務上の取扱いを定めることとした。」とされている。また、本公開草案第 15 項で、「本実務対応報告は、取り扱う範囲を平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の改正に限定して緊急に対応したものであり、

今回に限られたものとする。」とされている。

このため、税制改正大綱が公表されてから会計基準の検討を行うことでは間に合わない可能性があることを踏まえ、減価償却の会計基準の開発に向けた検討を進める必要があると考えられる。

3. 注記について

(意 見)

本実務対応報告は、公表日以後最初に終了する事業年度のみに適用される（本公開草案第5項）。このため、公表日以後最初に終了する事業年度に平成28年4月1日以後取得した建物附属設備又は構築物がない場合、当該事業年度への影響はないことになるが、その場合でも翌事業年度以後将来の期間に影響を及ぼす可能性があるときは本公開草案第4項の注記が必要であるということによいか。また、このような場合、平成28年4月1日以後初めて建物附属設備又は構築物を取得した将来の年度においては、本公開草案第4項の注記は不要ということによいか。

4. 適用時期について

(意 見)

平成28年4月1日以後最初に終了する四半期会計期間に係る四半期報告書の提出日が本実務対応報告の公表日前である場合、本公開草案第4項の注記は本実務対応報告の公表日後最初に到来する四半期会計期間又は事業年度に行うことによいか。

以 上